

様式第3号（第9条関係）

会議録

会議の名称	令和3年度第1回埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会
開催日	令和3年11月4日（木）
開催時間	午前・午後10時00分から 午前・午後11時40分まで
開催場所	宮代町立コミュニティセンター進修館大ホール
会長の氏名	山路 久彦
出席者（出席委員）の氏名・出席者数	川崎則子、喜多村紀美子、遠田政宣、木村梓、藤田康子、山路久彦、岩上洋一、大澤まさ江、窪山由紀子、清水信武、橋本佳典、吉澤久美子、初野尚久 13人
欠席者（欠席委員）の氏名・欠席者数	柿沼隆子 1人
その他の会議出席者の職・氏名	宮代町長 新井康之 事務局 宮代町福祉課長 宮野輝彦、副課長 小島晃、主査 荒川俊二郎、主事 菊地秀
会議次第	<p>1 開会 2 委嘱状の交付 3 あいさつ 4 自己紹介 5 会長の選出 6 議事録署名委員の指名 7 議題 (1) 障がい者差別事案の対応フローチャート及び受付シートについて (2) その他 8 その他 9 閉会</p>
配布資料	<p>① 次第 ② 資料1 埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱 ③ 資料2 委員名簿 ④ 資料3 障がい者差別事案の対応フローチャート（案） ⑤ 資料4 障がい者差別相談の具体的な手順（案）</p>
公開・非公開の別	<p>公開・非公開（公開の場合傍聴者数 0人） （非公開の場合理由）</p>

議事の経過		
発言者	議題・発言内容・決定事項	
司会	<p style="text-align: center;">【1 開会】</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第1回埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会を開会致します。</p> <p>委員の皆様には大変お忙しい中、また、朝早い時間にも関わらず、御出席を頂き、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、今年度の事務局を担当させて頂きます、宮代町福祉課の小島と申します。会長の選出まで、司会進行を勤めさせて頂きます。どうぞよろしくお願ひ致します。</p> <p>はじめに、当協議会の設置要綱第6条第4項の規定により、本日の会議の議題は非公開内容ではございませんので、会議は公開となります。本日の傍聴者は今のところいらっしゃいません。</p> <p>また、この会議の記録につきましては、会長から指名された議事録署名委員2名の署名をいただいた後、本協議会の構成市町のホームページに公開されるものでございます。</p> <p>なお、事務局におきまして会議録作成のため、録音をさせて頂きますので、御了解を頂きたいと存じます。</p> <p>次に、本日は13名の委員のご出席を頂いております。当協議会の設置要綱第6条第2項に規定されております、委員の過半数が出席しておりますので、本会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。</p>	
司会	<p style="text-align: center;">【2 委嘱書の交付】</p> <p>続きまして、委嘱書の交付でございます。</p> <p>本年度、委員の推薦を依頼しております団体の人事異動がございましたため、新たに3名の方に対し委嘱をさせて頂きます。任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、令和4年3月31日までの任期となります。</p> <p>お名前を呼ばれましたら、その場にて御起立をお願い致します。</p> <p>①橋本 佳典（はしもと よしのり）様 ②初野 尚久（はつの なおひさ）様</p> <p>なお、新たに委嘱となります春日部公共職業安定所 雇用指導官 柿沼 隆子（かきぬま たかこ）様におかれましては、</p>	

議事の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
	あらかじめ、都合により本日、御欠席との連絡を頂いておりますので、委嘱書は後日、当町から送付させて頂きます。
司会	<p style="text-align: center;">【3 あいさつ】</p> <p>次に、宮代町長から御挨拶を申し上げます。 新井町長、よろしくお願ひ致します。</p>
新井町長	<p style="text-align: center;">《新井町長あいさつ》</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>なお、新井町長はこの後、他の公務がございますので、誠に恐れ入りますが、ここで退席させて頂きます。</p> <p style="text-align: center;">《新井町長 退席》</p>
司会	<p style="text-align: center;">【4 自己紹介】</p> <p>それでは続きまして、次第4の自己紹介でございます。</p> <p>本日が本年度の第1回目の協議会となりますので、ここで委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> <p>委員名簿の番号の1番の川崎委員から順番にお願い致します。</p>
(各委員)	<p style="text-align: center;">《各委員の自己紹介》</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして事務局のご紹介を致します。</p> <p style="text-align: center;">《宮野課長、荒川主査、菊地主事の順に自己紹介》</p>
	次に障害者差別解消支援地域協議会について事務局からご説明いたします。
	《事務局説明》
司会	<p style="text-align: center;">【5 会長の選出】</p> <p>それでは、次第5の会長の選出でございます。</p> <p>人事異動等に伴い、前会長（蓮田市社会福祉協議会事務局長</p>

議事の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>清野哲氏)が不在となつたことから、新たに協議会会長を選出する必要があります。</p> <p>当協議会の設置要綱第5条におきまして、会長及び副会長につきましては、それぞれ1人を置くと定められております。</p> <p>また、会長及び副会長は、委員の互選により定めるとなつております。</p> <p>会長の選出につきまして、委員の皆様の御意見をお聞かせいただきたいと存じます。いかがでしょうか。</p>
岩上委員	事務局の方でご提案はありますか。
司会	ただいま岩上委員より事務局の案について申し出がありました。事務局案はありますか。
事務局	会長は、権利擁護に識見のある埼葛北地区障害者生活支援センターたいよう 管理者の山路委員が適任だと思います。
司会	ただいま、会長に、埼葛北地区障害者生活支援センターたいよう 管理者の山路委員を御推薦いただきました。 皆様いかがでしょうか。
	(発言する人なし)
司会	ありがとうございます。それでは山路委員お願いできますでしょうか。
山路委員	皆様のご協力を受けながら、副会長の吉澤委員と協力し、進めていきますので宜しくお願ひ致します。
司会	ありがとうございます。 それでは、山路委員におかれましては、会長席への御移動をお願い致します。 それでは、会長から就任の御挨拶を頂きたいと存じます。
山路会長	埼葛北障害者生活支援センターたいようの管理者をしています山

議事の経過		
発言者	議題・発言内容・決定事項	
	<p>路と申します。先程、お話があったように埼葛北地区の障がいの有無に関わらず差別のない暮らしやすい地域にできるように、差別事案を丁寧に対応し、事案を通して周知、啓発や合理的な配慮がされるように協議会で意見をもらえればと思います。委員の皆様のご協力をお願い致します。</p>	
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、新しい協議会の会長が決まりましたので、この後の議事進行につきましては、山路会長にお願いしたいと思います。山路会長よろしくお願ひ致します。</p>	
山路会長	<p>【6 議事録署名委員の指名】</p> <p>それでは、次第に従い進めて参ります。</p> <p>次第6 「議事録署名委員の指名」についてです。</p> <p>議事録の作成については委員2名の署名が必要となりますので、署名頂く委員を指名させて頂きます。</p> <p>今回は、委員名簿3番 遠田委員と7番 岩上委員を指名致します。</p> <p>後日、議事録ができましたら事務局から連絡がありますので、確認後、署名をお願い致します。</p>	
山路会長	<p>【7 議題】</p> <p>それでは、次第7、議題の(1)「障害者差別事案の対応フローチャート及び受付シートについて」事務局から説明をお願いします。</p>	
事務局	<p>《事務局説明》</p>	
山路会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議題(1)「障害者差別事案の対応フローチャート及び受付シートについて」委員の皆様から御意見・御質問等はございますか。</p>	

議事の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
清水委員	資料5の受付シートに、本人の状況という欄に生活保護の受給有無について記録する項目が入っていますが、その根拠について知りたいです。この様式はどこかが作成したものを参考にしていると思いますが、相談に当たった際に聞く必要があるものと必要がないもののを私たちなりに吟味した方が良いと思います。
山路会長	ありがとうございます。清水委員からお話がありました相談受付票の質問項目についてだと思いますが、経済状況まで聞き取る必要の根拠について事務局からお話があれば、お願い致します。
事務局	障害者差別解消法の規定に基づいて記録を残さなければならないと定められているものではなく、障害者虐待防止に係る相談票とともにアレンジを加えて作成したものとなっているところです。記録に残す必要ないものについてはこの場で削除できたらと思います。
清水委員	受付票については、情報開示などがあった場合にはこのように対処した方が良いだろうとか相談票のあり方についてどっちが良いだろうなど話し合いがあったのでしょうか。
清水委員	回答に窮しているようなので質問を改めます。もし情報公開が起きた場合、どこまで開示するか想定していますか。テレビで出てくるように黒色で塗り潰したものを考えていたら止めた方が良いと思います。必要なものは相手に「ここまで必要なので、記入にご協力下さい」とお伺いを立てても良いと思います。その先の話し合いが進む中で、分かったことを記入していくような形にして、最初の受付票はより簡単に、相談者の言い分ができるだけ記録できる形の方が良いと思います。
山路会長	ありがとうございます。その他にご意見はありますか。
岩上委員	清水委員の意見は全てではないですが、その通りだと思います。受付票自体は埼葛北地区の行政と相談事業所と議論はしました。元々虐待防止法に基づいた受付票がありまして、そちらの方は障がいの状態やお金の問題などに絡むことがあるので、そのような受付

議事の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
	票になっています。清水委員の言う通り、差別を受けている本人が困って相談に来たときに、根掘り葉掘りあなたの障がい状態どうですかと聞くのは確かに違うと思いました。障害者差別解消法なので、障がいの方の差別を解消するために障がいの状態等については聞く必要がありますが、実際にお話しを伺わないといけないことは、相談者の困り事だと思います。今の票でいうところの下の部分を中心とした様式に変更する必要があると思います。利用サービスについては、枠組みは残して、対応された方が聞いた内容で記入できるようにするよう方が良いと思います。清水委員のご提案の通り修正することは賛成です。
清水委員	人権相談票については皆様にも知ってもらいたいです。相談者から開示請求を受けた場合に、担当者と話した内容が、相談事項が逆なのでないかと受け取られてしまう場合もある。相談内容を聞きながら記録することは難しいです。当事者も担当者も安心して相談に乗ることができるように、情報開示も想定して受付票を作成して欲しいです。
大澤委員	確認ですが、岩上委員がおっしゃっていたことは相談受付票の主訴・相談の概要を最初の項目にする必要があるということですね。そして聞き取っていくうちに財政が困難で差別を受けているという人も出てくるでしょうし、障がいを理由で差別を受けた人もいるでしょうし、そうでない人もいるので、聞き取っていくうちに必要に応じて段々と本人の状況の項目にある質問をしていく形でよろしいということですね。
山路会長	一つ一つ見直すことはできないので、事務局と話しながら今日出たご意見を参考にしながら相談受付票の見直しができたらと思います。
山路会長	私からも質問があります。1点目は、資料4の対応のフローチャートについてですが、ステップ1で相談の受付をし、ステップ2の相談者のみ情報収集をして、その後に関係者会議をした後に初めて相手方へ連絡することは遅いのではないでしょうか。互いにお話を聞

議事の経過		
発言者	議題・発言内容・決定事項	
	<p>く場を早く設けた方が良いと思います。</p> <p>2点目は、支援会議の関係部署との調整について、どのような人たちが集まり、どのように進めていくと想定していますか。</p> <p>3点目は、資料4の6ページのステップ7にある対応の終結の当事者間で合意に至った場合についてですが、「文書にした上で、相談者、相手方、相談員（自治体）の3者で共有しておくと良い」については誰がどのように作成していくのか。事務局で何かイメージを持っていますか。</p>	
事務局	<p>1点目の相手方への連絡については、ステップを踏んだうえで相手方に連絡することでまとめたものです。なるべく短時間で相手方への連絡まで進めていくべきと考えます。2点目の支援会議に誰が集まり、どのように進めていくのかについては、その都度対応を決めていくものだと考えています。3点目のステップ7の相談対応の終結のところで、合理的な配慮を提供することについての文章をどのようにしていくのかについては今の段階では想定していないで、書式はありません。事業所が作成するのか、自治体で作成するのかについても今の段階では定めていません。</p>	
山路会長	<p>分かりました。これから協議会で出た意見を事務局で検討してもらい進めて頂ければと思います。</p>	
山路会長	<p>他に、委員の皆様から何かございますか。 御質問は、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次の議題に進みたいと思います。 議題(2)「その他」についてです。</p> <p>今年度、初めての会議でございますので、各委員さんから、合理的配慮について、御意見や事例等などを寄せいただき、意見交換ができればと思います。事前に障害者差別解消法の資料が事務局から送付されていますので、事務局から資料の説明をお願いします。</p>	
事務局	《事務局説明》	

議事の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
山路会長	ありがとうございます。それでは、委員の皆様お一人ずつ、御意見をお伺いできればと存じますので、川崎委員から順番にお願い致します。
川崎委員	私の子供も当事者ですが、歯医者に連れて行くと何を言っているのか分からぬといいう理由で受診を拒否されてしまい、館林の歯科医院まで通っていました。受け入れてくれていた歯科医院の先生が辞めてしまい、歯科受診をどうするかということが困り事の1つです。
山路会長	歯科受診大変ですよね。それでは次の喜多村委員さん宜しくお願い致します。
喜多村委員	現在、私や私の周りで相談を必要としている様子は感じていませんが、アンテナを高くして気を付けていきたいです。自分の子が小さかった頃、相談しに行くとかえってすごく傷ついて帰ってきた記憶があります。相談に来る人が嫌な思いをして帰らないように、受付票の時のように皆さんからの意見は非常に大切だと感じました。
遠田委員	当事者である私の娘は、差別を受けたということはありませんでした。ただ、良い意味での差別はあってもいいと思います。自分たちが年を取り、一緒に過ごせなくなる時に娘がハンデを持っていても人間らしく生活ができるようになって欲しいです。もっともつと差別をしてもらって、立派な人とまでは言わなくてちゃんと生きていけるようになって欲しいです。会議の中で差別解消という意味合いの中で、今までそういう経験がありませんでした。少し議論が流れてしまいますが、清水委員がおっしゃっていた書類のことはあくまでも行政的な意見だったので、一般の差別を受けている人の意見はあまり含まれていないのではないかと感じます。差別を受けた当事者の意見を取り入れることで、次の差別をなくすためにどうするかという協議会にしないといけないのではないかと思います。
木村委員	車いすで生活していて、入店拒否や乗車拒否などが当たり前にあるので、あまり気にして生活していません。 障害者差別解消法を障がい者の人たちはどの程度知っているのか

議事の経過		
発言者	議題・発言内容・決定事項	
	<p>疑問に思います。車いすの友達と「ここのお店は車いすだから入れてくれないから行かないよね」という会話があります。障がい者が当たり前に暮らせる世の中なのかも分かりません。私は普通に暮らしていると感じているので、健常者と比べて少し不便だと感じるくらいで、あまり気にしていません。資料を読むと、「こういうことが差別なのね」と他人事のように感じました。障がいを理由に入店を拒否されたから、わざわざ相談することでもないと思います。どれくらいの方々が声を上げるのかが今後の課題になると思います。相談を実際に受けてみないと、先程議論になった相談受付票は活用してみないと分からないがあるので、みんなが声を上げられる社会になることが一番良いと思います。</p>	
藤田委員	<p>先日、NHKの番組で、「置いてけぼり」という言葉を知りました。自分で声を出せない人、周りに相談ができない人、自分が障がい者だと気づかない人、周りにも気づかれない人、発達障がいはここ20年程で分かったことですが、自分が発達障がいだということさえも気づかずに、世の中から置いてけぼりにされてしまい、30年近く部屋に引きこもってしまった人がいました。いじめを受けて、仕事に行けなくなり、引きこもってしまったという話が取り上げられていました。90歳のお父さんが娘を支えていて、しかもお兄さんも60歳近くになってから引きこもってしまい、この人は誰にも相談しなかったのかなと思い、心が痛くなりました。小さい頃からなんか周りと違うと感じていた。20歳過ぎてから発達障がいだと分かつて安心したという話も見ました。自分で相談できる人なら良いが、周りも分からず、自分も相談ができるということが分からないという世の中だと生き辛いと思います。みんなが温かい目で見ることや相談できるよということをもっともっと知らせられる世の中になつたら良いと思いました。</p>	
岩上委員	<p>藤田委員が言われたことが目指している社会だと思います。障がい者だけが生き辛さや生活のしづらさをお話しさするのではなくて、国民の皆様それが抱えている引きこもりとか生活のしづらさをきちんとオープンにできるような社会を目指しているだろうと私は思っています。その中で障がいがある方は障がいを受容されているので、木村委員のおっしゃったようにそれが当たり前になつていま</p>	

議事の経過		
発言者	議題・発言内容・決定事項	
	<p>す。遠田委員がおっしゃった「ある意味の良い差別をして欲しい」というのは、ここでいうところのきちんと配慮して下さいという意味だと思うので、的外れではないです。</p> <p>まさに障がいがある方が、自分の状態を受容しているからこそ、こういうものだと思われていることを少しオープンにして頂いて、周りの事業者側がそういうことだったら自分たちも配慮できるということはあると思います。そういうことをやっていくことで、障がい者だけでなく他の皆さんも生活上のしづらさをオープンにして、そういった社会を作っていくことだと思います。その上で私が課題として思っていることは、今お話しましたように障がい者やご家族が我慢していることをオープンにしていこうという町づくりと関係する事業者側がこういうことが差別に当たるということを分かって頂くために啓発活動をしていくことや課題が生じたときに行政側がそれを差別の問題だと認識して相談を受けているかということです。全国の状況を見ると、日常的な相談と差別の相談の区別が行政の方で上手く区別ができていないです。この埼葛北地区ではそういうことはないと思いますけど。1点目の障がい者の方々がオープンにするということ、2点目の事業者側が認識すること。3点目の行政側が相談を上手に受けてもらうことを皆さんで話し合っていけばと思います。</p>	
大澤委員	<p>1点目はこのコロナ禍で複数の市町村に色々と問い合わせをしました。ものすごく丁寧に対応してくれた人や問い合わせした職員が泣いてしまう程のひどい対応した人もいました。同じ市町村なのにどうしてこんなにも違うのかという想いもしたので、やはり障がい者の方の対応だけではなく、私たちも嫌な思いをするということを改善できたらと思います。2点目は先程の資料4の具体的な手順について、虐待防止法だとゆっくりのんびりとやっていると次の虐待に繋がってしまい、手遅れになることがあります。差別でも同じだと思いますので、急いだから良いというわけではないですが、スムーズな流れを作ってもらえればと思います。3点目は最近あつたことですが、私の施設近くの道路で車に乗った人と利用者さんを乗せた車いすを押している職員が行き違った際に、職員が濡れている未舗装の道端に避けたのですが、車に乗った人から「何をやってんだよ」と怒鳴られたことがありました。根本的にもっと世の中に</p>	

議事の経過		
発言者	議題・発言内容・決定事項	
	<p>こういうことがあることをみんなが学んでくれると嬉しいなと思いますし、何か良い方法がないかと考えております。4点目は、私の施設は知的障がい、精神障がいや身体障がいの方がおりますが、判断力が本当に難しいです。本人の意思を尊重していますが、どうしてもそこまでいかない時はものすごく戸惑い、心苦しい時があります。そうするとお母さんやご兄弟が「それで良いです」と決めつけますが、その後も現場の職員としてはものすごく迷うものがあります。やはり時間がかかっても本人なりの意見ができるようにしていきたいと思っています。最後ですが、この仕事に就いた30年前は、虐待防止法や差別禁止法などありませんでした。初任者研修を行った時、「悪いことをしたらげんこつくれる」と言われました。そのことを聞いたある職員は、「殴られても仕方ないよね。言うことを聞かないもんね」と言いました。「やっちやダメやっちやダメ」と止めました。でも今は、私が働く施設は言葉もすべて丁寧語であったり、さん付け呼びしたりとものすごく良くなって、安堵しています。なので、差別解消というものが浸透するのに30年くらいかかるのかなと考えてしまっていますが、もう少しスマーズにくることを願っています。</p>	
窪山委員	<p>がん検診等を実施していく中で、事前に身体的なことでご相談を頂いた時にどのようにやった方が良いかを相談者と一緒に検討しています。また安全に行えるよう声かけをしています。委員の皆様からたくさんご意見を頂いている中で、声を上げやすくするということを皆さんに分かりやすく伝えることは改めて必要だと感じました。</p>	
清水委員	<p>今朝、この会議に行く前にNHKの番組で千葉県かどこかの県で障がい者の方がバスに乗った時に、運賃が幾分か安く処理される。バスモミみたいではないですけれども、乗った時にこの方は登録されているのでそのまま何割引きかで処理される。東京ではないんですけど、お金のある市町村あるいは行政ならばすぐ対応ができる良いなと羨ましがるのではなくて、それが当たり前だと思えば、それにいくらでも近づけられるように私たちが頑張ればできると思います。そうなった時に障がいの方や周りがどんどん開けて、自分達にとって暮らしが楽になるという考えになってくれる、なってもらうと</p>	

議事の経過		
発言者	議題・発言内容・決定事項	
	<p>いうことをお答えしながら取り組んでいく。どうも差別の方をやると、差別をするような奴は誰だと犯人捜しのようなことになりますが、そうではなくて世の中にはそういう状態に成熟しきっていません。少しでもより良くなるように自分の力は微力だけれども、この会の運営をしてやれば少しでも前進するのではないかと信じて努力をしていくと、そのうちに目指すものではなくて、先程お話ししたデジタルのカードを持っている人はどこへ行っても日本中でそういうサービスが受けられるというのが私は良いなと思います。そういう良い例も私たちは探して、この会議で共有しても良いと思うし、広めていくことによって、だんだん差別が良くないと気付く人が増えていけば、差別をしないのは当たり前という社会に近づいていくと思います。</p> <p>最近本屋で買った「ファクトフルネス」という事実に基づいて物を言おうという主旨の本ですけど、世間は良い方向に進んでいると書いてあります。昔に比べてだんだんと良くなっているので、それを信じてそういうものをどんどん紹介して、増やしていくのならばそれに取り組んでいくという考え方もあって良いと思いました。</p>	
岩上委員	今の話は、手帳を見せなくても登録してあるから簡単になるという話ですよね。	
清水委員	そうです。	
橋本委員	蓮田市社会福祉協議会では、合理的な配慮というわけではないですが、ボランティアの方々に広報誌などの点訳をお願いしたり、安心サポートネットという知的障がいの方々などの金銭管理ができない方々に対して自分たちで管理できない部分を補っています。先程のお話がありましたけれども障がいのある方々の支援はまず声を上げて頂かないとその先に進みません。障がいのある方々にはそれぞれ意見があって、声を上げる人、面倒臭いから声を上げない人がいますが、そういった方々の声を拾い上げるという意味でも啓発活動とか含めた仕組み作りをして、安心して生活できるような社会にしていかなければいけないと認識したところであります。	
初野委員	私は行政の立場ということで、今のお話を聞かせて頂きました。	

議事の経過		
発言者	議題・発言内容・決定事項	
	まずやらなければならないのは、周知などをして色々なことを皆様にお伝えすることや相談や日々の業務の中では、職員の質がバラバラだと、大澤委員がおっしゃったような悲しい対応にあってしまうので、職員の質を高めることの2点が基本としてあると皆様のお話を聞いていて思っておりました。また、行政としての想像力が必要だと私個人として思います。こういう状況ではこういう風になるだろうとか、思っているだろうというような想像力が合理的配慮に繋がっていくものだと私個人では思ったところでございます。とにかく行政としてやらなければならないことまたはできることを模索しながらやっていきたいと思った次第でございます。	
吉澤委員	皆さん様々のご意見ありがとうございます。私は社会福祉法人じりつという所に所属しています。障がい者的事情を分かってもらおうという啓発活動を20年近くやっていますが、そのようなイベントだとすでに障がいに理解のある方しか集まりません。何気なく暮らしている私たちが自然と受け入れることの大切さを伝える啓発活動がどのようにしたら出来るのだろうといつも思っているところです。先程木村委員のお話にあったように、ちょっと不便な生活というのが当たり前になっていることはとても残念なことですし、市民からしてみれば差別してはいけないと言われることを自分が責められている感じになってしまふということで、自然とみんなが相手のことを思いやれる社会はどのようにしたら作れるのかなということが法人でもテーマにいているところです。差別解消法という法律の普及というよりは暮らしやすく生きやすいと皆さんからの意見があつたような地域づくりはどうやつたらできるのだろうというソフト的な内容も委員の皆様と意見交換をして、イベントがいづれこの会議から発信で作れたらと思いました。	
山路会長	皆様のご意見ありがとうございました。1人1人のご意見を聞いて、合理的な配慮についてもう1つ考えていただけないと勉強になりました。障がいのある方々だけが合理的な配慮や差別に声を上げないと配慮されない社会で、先程まだまだ成熟していないというお話をありましたけれども、声を上げなくも配慮される社会や地域はどうやつたら作つていただけるのかと思いました。また不便だなということが今度は便利になつたら便利になつたというわけでなくて次は	

議事の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>当たり前になんだということ、私たちは4つの原理に立って考えることがたくさんありましたけれども、それを皆さんと一緒に作っていけたらと思います。特に私は知的障がいの方や発達がいの方などの相談を受けることがあります、声を出せない人が多いです。事業者の方、市民の方やもちろん障がいのある方へどのように啓発していくかということを皆様のご意見を頂きながら進めていきたいと思いました。今日はありがとうございました。</p>
山路会長	<p>他に皆さんありませんでしょうか。 よろしいでしょうか。</p>
	(発言する人なし)
山路会長	<p>それでは、予定されていた議事は全て終了となりました。進行のご協力ありがとうございました。それでは事務局に進行をお返ししたいと思います。</p>
	【8 その他】
司会	<p>山路会長、議事進行頂きましてありがとうございました。また委員の皆様におかれましても忌憚のないご意見を賜りましてありがとうございました。続きまして、次第の8「その他」といたしまして、事務局から事務連絡がございます。</p>
事務局	<p>次回の協議会につきましては、現時点では、来年の2月を予定しております。詳細が決まりましたら、改めて御案内をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p>
	【9 閉会】
司会	<p>以上で本日の予定された議事は全て終了致しました。</p> <p>これをもちまして、令和3年度第1回埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会を閉会させて頂きます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、公私御多忙の中、御出席を賜りまして、ありがとうございました。お帰りの際はお気をつけてお帰り下さい。</p>

議事の経過			
発言者	議題・発言内容	決定事項	

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和4年 1月4日

氏名 岩上 洋一

氏名 遠田 政宣